

## スクールゾーン及び幼児ゾーン設定整備要綱

### 趣 旨

幼児・児童生徒を交通事故から守る目的に，スクールゾーン及び幼児ゾーンを設定し，子供の交通事故多発防止抑止対策とすることをねらいとする。

#### （スクールゾーン標識設置基準）

- 1 小学校等（幼稚園・保育園）周辺部をスクールゾーンの核とし，そこから半径500メートルの地域を一応の目安とし，交通事故の抑止を図る。ただし，都市部の住宅密集地域とその他の地域では，弾力的にゾーンの設置をし，交通量等の実態に合わせるものとする。
- 2 標識の設置数は，4本までとする。ただし，市長が必要と認めるときは，この限りではない。
- 3 小学校等（幼稚園・保育園）の新設の場合は，原則として，当該施設の完成年度中に標識を設置することとする。ただし，市長が必要と認めるときは，この限りではない。
- 4 その他必要な事項は別に定める。

#### （幼児ゾーン標識設置基準）

- 1 児童館及び街区公園等（児童・幼児公園）周辺部を幼児ゾーンの核とし，そこから半径100メートルの地域を一応の目安とし，幼児の特性に起因する交通事故の抑止を図る。
- 2 標識の設置数は，2本までとする。ただし，市長が必要と認めるときは，この限りではない。
- 3 児童館の新設の場合は，原則として，当該施設の完成年度中に標識を設置することとする。ただし，市長が必要と認めるときは，この限りではない。
- 4 その他必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は，平成11年12月1日から施行する。
- 2 幼児ゾーン設定整備要綱（昭和50年11月13日施行）は，廃止する。